

セクシュアル・ハラスメントの防止等のために本学の学生及び教職員が認識すべき事項についての指針

平成17年7月27日制定

平成21年4月1日改正

平成23年4月1日改正

第1 セクシュアル・ハラスメントを行わないために学生及び教職員が認識すべき事項

1 意識の重要性

セクシュアル・ハラスメントをしないようにするために、学生及び教職員は次の事項の重要性について十分認識しなければならない。

- (1) お互いの人格を尊重しあうこと
- (2) お互いが重要なパートナーであるという意識を持つこと
- (3) 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと
- (4) 異性を劣った性として見る意識をなくすこと

2 基本的な心構え

学生及び教職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- (1) 性に関する言動に対する受け止め方には個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要であること。

具体的には、次の点について注意する必要があること。

- ①親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまうことがあること
 - ②不快に感じるか否かには個人差があること
 - ③この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと
 - ④相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと
- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
 - (3) セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。
例えば、セクシュアル・ハラスメントを受けた学生が、教職員との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。
 - (4) 勤務時間内又は本学内におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、学外実習や卒業研究の酒席等の課外活動を含む場において、セクシュアル・ハラスメントを行うことについても同様に注意しなければならない。

3 セクシュアル・ハラスメントになり得る言動

セクシュアル・ハラスメントになり得る言動として、例えば、次のようなものがある。

(1) 学内外で起きやすいもの

①性的な内容の発言関係

○性的な関心、欲求に基づくもの

- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にすること
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと
- ・体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと
- ・性的な経験や性生活について質問すること
- ・性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること

○性別により差別しようという意識等に基づくもの

- ・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女は学問などしなくても良い」などと発言すること
- ・成人に対して、「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をすること

②性的な行動関係

○性的な関心、欲求に基づくもの

- ・ヌードポスター等を職場に貼ること
- ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりすること
- ・大学内のパソコン画面に卑猥な画像を表示すること
- ・身体を執拗に眺め回すこと
- ・食事やデートにしつこく誘うこと
- ・性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること
- ・身体に不必要に接触すること
- ・不必要な個人指導を行うこと
- ・更衣室やトイレ等をのぞき見すること

○性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ・女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
- ・女性であるというだけの理由で仕事や研究上の実績等を不当に低く評価すること

(2) 主に学外において起こるもの

○性的な関心、欲求に基づくもの

- ・性的な関係を強要すること
- ・職場やサークル活動の旅行における宴会の際に浴衣に着替えることを強要すること
- ・出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ぶこと
- ・自宅まで送迎を強要すること
- ・住居等まで付け回すこと

○性別により差別しようとする意識等に基づくもの

- ・カラオケでのデュエットを強要すること
- ・酒席で、上司・教職員のそばに座席を指定したり、お酌やチークダンス等を強要すること

4 学生及び教職員に対する処分

セクシュアル・ハラスメントを行った場合の処分として、例えば、次のようなものがある。

- (1) 学生は、セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては群馬県立県民健康科学大学学則第 38 条(懲戒)及び群馬県立県民健康科学大学大学院学則第 36 条(懲戒)に基づいて、懲戒処分に付されることがあることを十分認識すること。
- (2) 教職員は、セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、県民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行等に該当して、懲戒処分に付されることがあることを十分認識すること。

第2 修学上又は就労上の適切な環境を確保するために認識すべき事項

修学上又は就労上の環境は、学生及び教職員の協力の下に形成される部分が多いことから、セクシュアル・ハラスメントにより修学上又は就労上の環境が害されることを防ぐため、学生及び教職員は、次の事項について認識し、積極的に行うように努めなければならない。

- 1 セクシュアル・ハラスメントについて問題提起をする学生及び教職員をいわゆるトラブルメーカーと見たり、セクシュアル・ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないこと。

ミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については問題提起を契機として、修学上又は就労上の適正な環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がけることが必要である。

- 2 セクシュアル・ハラスメントに関する問題の被害者や加害者を出さないようにするために、周囲に対する気配りをし、必要な行動をとること。

具体的には、次の事項について十分留意して必要な行動をとる必要がある。

- (1) セクシュアル・ハラスメントが見受けられる場合は、注意を促すこと。
セクシュアル・ハラスメントを契機として、修学上又は就労上の環境に重大な悪影響が生じたりしないうちに、機会をとらえて注意を促すなどの対応をとることが必要である。
- (2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。
被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーのレッテルを貼られたくない」「仕返しが怖い」等の考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。
被害を深刻にしないように、気が付いたことがあれば、声をかけて気軽に相談に乗ることが大切である。

- 3 本学においてセクシュアル・ハラスメントがある場合には、第三者として、気持ちよく修学や就労ができる環境づくりをするために、苦情相談の窓口で相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

第3 セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合において学生及び教職員に望まれる事項

1 基本的な心構え

学生及び教職員は、セクシュアル・ハラスメントを受けた場合にその被害を深刻にしないために、次の事項について認識しておくことが望まれる。

- (1) 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。

セクシュアル・ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されないということをまず認識することが大切である。

- (2) セクシュアル・ハラスメントに対決する行動をためらわないこと。

「トラブルメーカーというレッテルを貼られたくない」、「恥ずかしい」などと考えがちだが、被害を深刻なものにしない、他に被害者をつくらない、さらにはセクシュアル・ハラスメントをなくすことは自分だけの問題ではなく、修学上又は就労上の適正な環境の形成に重要であるとの考えに立って、勇気を出して行動することが求められる。

2 セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたときに望まれる対応

学生及び教職員は、セクシュアル・ハラスメントを受けた場合、次のような行動をとるよう努めることが望まれる。

- (1) 嫌なことは相手に対して明確に意思表示すること。

セクシュアル・ハラスメントに対しては毅然とした態度をとること、すなわちはっきりと自分の意志を相手に伝えることが重要である。しかし、直接相手に言いにくい場合には手紙等の手段をとるという方法もある。

- (2) 信頼できる人に相談すること。

まず、友人や同僚等、身近な信頼できる人に相談することが大切である。そこで解決することが困難な場合には、苦情相談の窓口相談する方法を考える。なお、相談するに当たっては、セクシュアル・ハラスメントが発生した日時・内容等について記録したり、第三者の証言を得ておくことが望ましい。

◎学生からの苦情相談 ハラスメント対策室及び学生健康相談室

◎教職員からの苦情相談 ハラスメント対策室

◎mailによる相談 soudan-s@gchs.ac.jp または身近な教員へ！